

強行採決に強く抗議！

JAMが書記長談話を発表

特定秘密保護法 国民が抱える懸念の払拭を!!

2013年11月29日

「特定秘密の保護に関する法律案」に対する談話

J A M

書記長 宮本礼一

1. 国の有する機密の情報漏えいを防止するための「特定秘密の保護に関する法律案」が、11月26日の衆議院国家安全保障特別委員会で強行採決され、翌27日の本会議を通過した。9月に実施されたパブリックコメントや11月25日に実施された地方公聴会においても反対意見や懸念する声が多かったにもかかわらず、委員会の十分な審議をせず強行採決をしたことについて、JAMとして強く抗議する。
2. 特定秘密の保護に関する法律案で規定される「安全脅威活動」や「テロ活動」の指定については、労働組合の結社の自由はもとより、集団的示威運動、デモ行進または公開の集会、機関誌紙の配布など労働組合が行う活動の委縮・自粛につながることも想定され、労働団体や市民セクターなどが当該情報に係る集会やデモを実施した場合、法違反として罰せられることも懸念される。
3. JAM傘下組合員の企業にも、防衛省や自衛隊関連企業に部品を納品しているところもあり、今回の特定秘密保護法の制定により、適正評価(住所歴、学歴、職歴、外国への渡航歴、借金や返済の状況、薬物・アルコールの影響、精神的な問題に関する通院歴など)の問題があり、評価対象が組合員や家族や他、公私の団体(企業や労働組合など)まで踏み込んだ評価であり、個人情報管理やプライバシー侵害(基本的人権の侵害)や就職時も含めて不利益取り扱いなども想定される。
4. この法律は、閣僚など行政機関が特定秘密とするか否かの判断をする権限を持つことになり、その時の政権の意向で特定秘密とするか否かが決定され、特定秘密が際限なく拡大する恐れを含み、行政の裁量によって特定秘密が決められることにある。
5. 今後、JAMとして連合と連携し、国民が抱える懸念を払拭するよう求めるとともに、組合員の権利が守られ安心して暮らしていくことができるよう、国会審議の状況を注視しつつ、情報提供と対策を検討し取り組んでいく。

以上